

教育大綱に掲げる重要事項の進捗状況

	重要事項	ねらい	進捗状況 (●教育委員会　○知事部局)
1	こどもの自己決定権を最大限に尊重し、こどもが自ら考える主体性を育む教育の実現	こどもが自ら考え、選択し、決定できる機会を数多く与えることで、自己肯定感や主体性を育む。	●令和8年5月から、学校訪問において、制服、スマホ、アルバイト等に関する校則の見直しや、生徒による校則の正しい理解に向けた各校の取組について情報収集し、必要に応じて緩和等に向けた助言を行っている。
2	こどもが社会とつながる機会の拡大等を通じた「生き抜く力」の育成	こどもと社会の接点をできるだけ多く設け、様々なことを経験できる機会を増やすことで、これからの時代をたくましく生き抜くための力を育成する。	●高校の「デジタル探究コース」におけるデジタル・インターンシップの受入先企業を新規開拓。 ・令和8年10月に高校生10人が富士通(株)を訪問予定。
3	多様性を認め合う寛容な心の育成	互いに多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる心を育むことで、こどもが誰一人取り残されない教育を実現する。	
4	教員の「こどもの心理を理解する力」の涵養	教員がこどもと向き合いながら、様々な課題に的確に対応していくため、心理学など児童心理を理解するためのスキルの向上を図る。	●令和8年度から、教員を対象とした研修において、心理学関連講座の受講枠を拡大。
5	働き方改革による負担軽減等を通じた「教員がこどもと向き合う時間」の充実	教員がこどもと向き合う時間を十分に確保するため、教員が本来担うべきことに集中できるような環境整備を進める。	●令和8年4月から、「教職員の働き方改革推進計画」を開始。 ・「時間外在校等時間」の削減等に係る数値目標を設定。 ●教員の負担軽減を図るため、令和8年4月から、教員をサポートする各種スタッフの配置を拡充。 ・学校サポーター、校内教育支援センター支援員等を増員。 ・学校における法的課題に対応するスクールロイヤー（弁護士）を新たに配置。

	重要事項	ねらい	進捗状況 (●教育委員会　○知事部局)
6	こども、保護者、教員等の真意の把握と「こどもがいつでも声を上げられる仕組み」の構築	こどもの本音やＳＯＳのサインなどを的確にキャッチできる環境を整えることで、教育へのニーズと行政側の認識のギャップを把握し、施策の改善につなげるとともに、いじめ・体罰等の早期発見を図る。	○●高校生と大人の認識のギャップを可視化するワークショップの開催に向け、実施プログラム等について検討中。 ・令和８年７月から順次開催予定（６回程度）。 ●生徒の心理的安全性を担保するため、令和８年度から、高校生を対象とした「人権アンケート」の実施方法を「記名式」から「無記名式」に変更。
7	体罰その他の教員の不祥事の撲滅（原因の徹底究明、実効性のある再発防止策の実施等を含む。）	教員の不祥事の発生防止に徹底して取り組む。	●令和８年４月から、体罰の再発防止に係る報告書（令和８年３月２７日公表）に基づく取組を開始。 ・無記名式の人権アンケートの実施、教員向けの人権講座の新設等。
8	社会の変化に即した「学校教育のアップデート」の実施	社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、学校教育においても、考え方を固定化することなく、常にアップデートを図っていく。	●高校入試制度等の在り方に関する第５回検証委員会（令和８年７月予定）における議論を経て、報告書を公表予定。 ●○ネクスト・ハイスクール構想の推進に向け、令和８年４月から、教育庁と知事部局の関係課によるプロジェクトチームが始動。